

最近の家畜衛生をめぐる情勢について

令和6年9月5日

農林水産省 消費・安全局

本日、皆様にお伝えしたいポイント

高病原性鳥インフルエンザ対策

- 令和5年度シーズンの疫学調査、調査研究で得られた知見に基づく現場での衛生管理の徹底・改善指導。
 - ・ 第三者の視点による遵守状況の正しい評価・理解。
 - ・ 過去に発生のある地域・農場において特に発生リスクが高くなる環境要因があることを念頭に置いた、農場での警戒や地域的な対策の徹底。
 - ・ 地域一体となった農場周辺地域におけるカラス等の野鳥や猫・イタチ等の小動物の誘引防止対策。
- 農場の分割管理の導入
 - ・ 発生時の殺処分羽数低減に資する、農場の分割管理の積極活用（導入事例を参考に各農場の実態に即した指導）。
- 埋却地・焼却施設の確保や飼養衛生管理の指導
 - ・ 飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るとともに、特に埋却地や焼却施設の事前確保を指導。
 - ・ 確保した埋却地の利用について、発生時に遅滞なく埋却処理を行えるよう事前に確認。
- 発生農場に対する手当金の早期交付に向けた手続

豚熱・アフリカ豚熱対策

- 農場における発生予防対策
 - ・ 豚熱ワクチンのみに頼らず、特にいのししとの直接間接的な接触を断つための飼養衛生管理基準の遵守徹底。
 - ・ 飼養豚への豚熱ワクチンの適時・適切な接種。
- 野生イノシシ対策
 - ・ 基本対策の徹底（サーベイランス、捕獲、経口ワクチン）【CSF】
 - ・ 広域拡大防止のため、関係部局間での連携した対応【CSF】
 - ・ 基本方針に基づいた防疫計画の策定【ASF】
 - ・ 防疫演習の実施等による体制整備の加速化【ASF・CSF】
- 侵入防止のための水際対策の強化

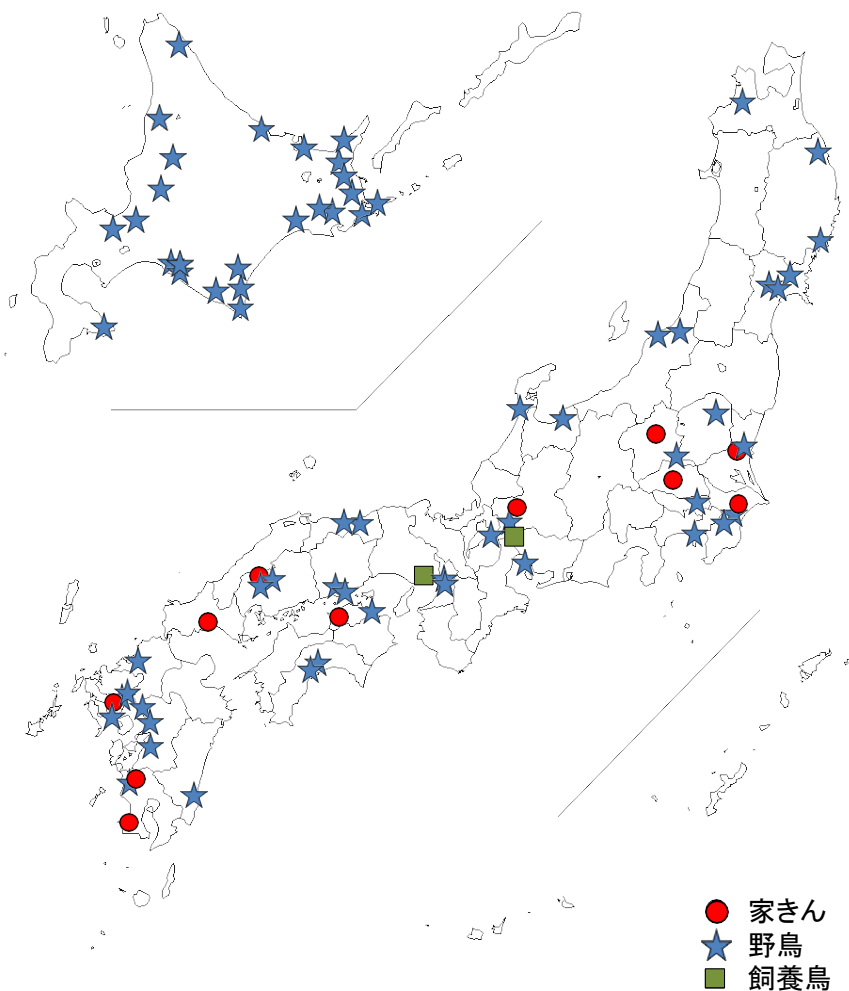
→発生に備え、危機管理部局、市町村、関係団体等の協力を得て、都道府県を挙げた事前準備をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザ について

令和 5 年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況

- 令和 5 年度シーズンは、過去のシーズンと比較すると、家きんでの初事例日は遅かったところ。
- 野鳥での感染については、10月 4 日に陽性を初確認。陽性確認件数はこれまでの 4 シーズンで 2 番目に多かった。

令和 5 年度シーズン鳥インフルエンザの発生状況

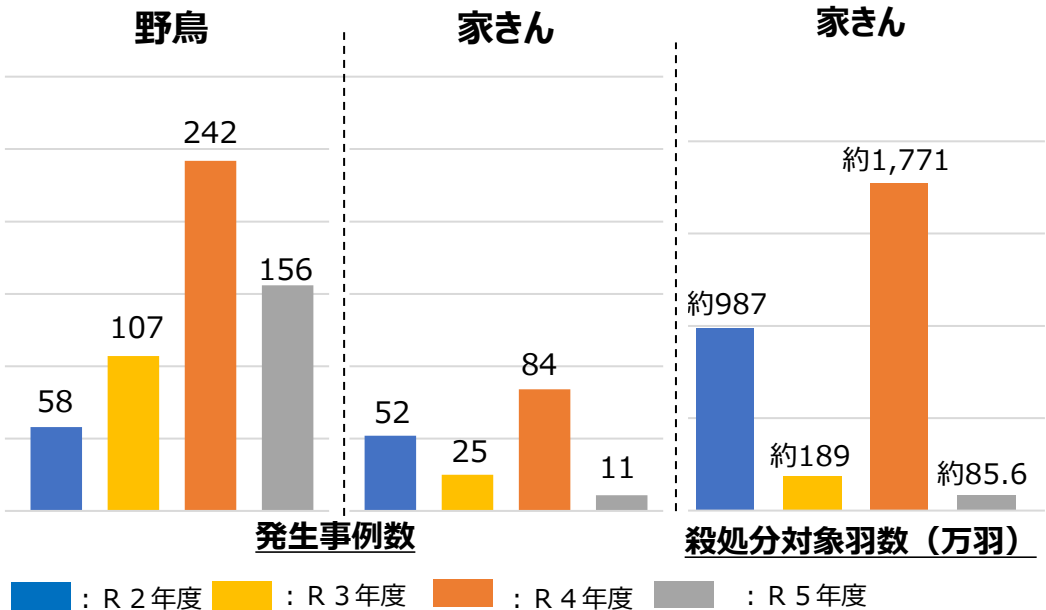


過去シーズンとの比較

(1) 初発、最終確認日

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月19日	4月30日
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日

(2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数



※野鳥における発生事例数は環境省HP参照

令和6年度シーズンに向けた高病原性鳥インフルエンザ対策

- 今シーズン（R5）は、**野鳥における感染事例が数多く確認された中、家きんにおける発生は10県11事例と大幅減少。**
- 専門家からは、昨シーズン（R4）の大規模発生も踏まえた、**農場における飼養衛生管理の向上も寄与しているとの指摘。**
- **来シーズン（R6）に向けては、今シーズンの疫学調査で得られた知見を活用しつつ、従来から行っている対策に加え、農場へのウイルス侵入防止対策、農場周辺等での野鳥・野生動物対策、早期通報の徹底等**に取り組むとともに、都道府県等と連携し発生時の防疫措置に万全を期することが重要。

R6シーズンに向けた対策のポイント

（出所）2023～2024年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書
（2024年7月3日・高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム）

1 重点対策期間における対策の徹底

- ・ 9月中の防疫体制の整備
- ・ 11月～翌年1月を重点対策期間とした対策の徹底

2 農場へのウイルス侵入防止対策

- ・ 全ての従業員・外来者の衛生管理遵守の徹底
- ・ 第三者の視点や飼養衛生管理等支援システムを用いた遵守状況の正しい評価・理解

3 既発農場における対策

- ・ 過去に発生のある地域・農場において特に発生リスクが高くなる環境要因があることを念頭に置いた農場での警戒や地域的な対策の徹底

4 農場周辺及び農場での野鳥・野生動物対策

- ・ 地域一体となった農場周辺地域におけるカラス等の野鳥誘引防止対策
- ・ 農場における野鳥等の侵入防止対策

5 早期摘発・早期通報の徹底

- ・ 早期摘発・早期通報の徹底による近隣伝播リスクの低減 等

農場の分割管理マニュアルの概要

1. 分割管理の考え方

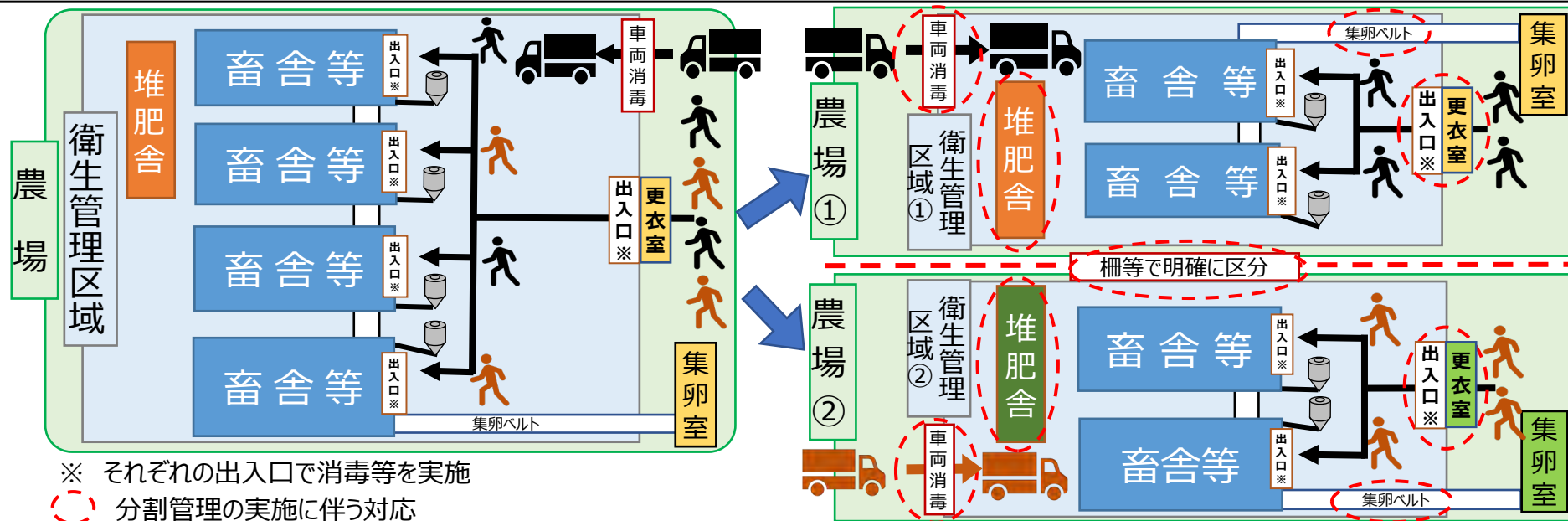
患畜又は疑似患畜が確認された農場の家畜は殺処分する必要があるが、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に従い、**人、物、家畜等の動線**を分けることで、**農場を分割し**、殺処分の範囲を限定することが可能。

2. 取組の進め方

- (1) **生産者が自ら取り組むことを決定**した上で、具体的な方法について**都道府県に相談**。
- (2) 相談を受けた**都道府県は、必要な指導を実施**し、分割管理の**開始時及び継続的に実施状況を確認（随時）**。
- (3) 生産者は、**分割後の農場ごとに、飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、定期報告（年1回）を実施**。

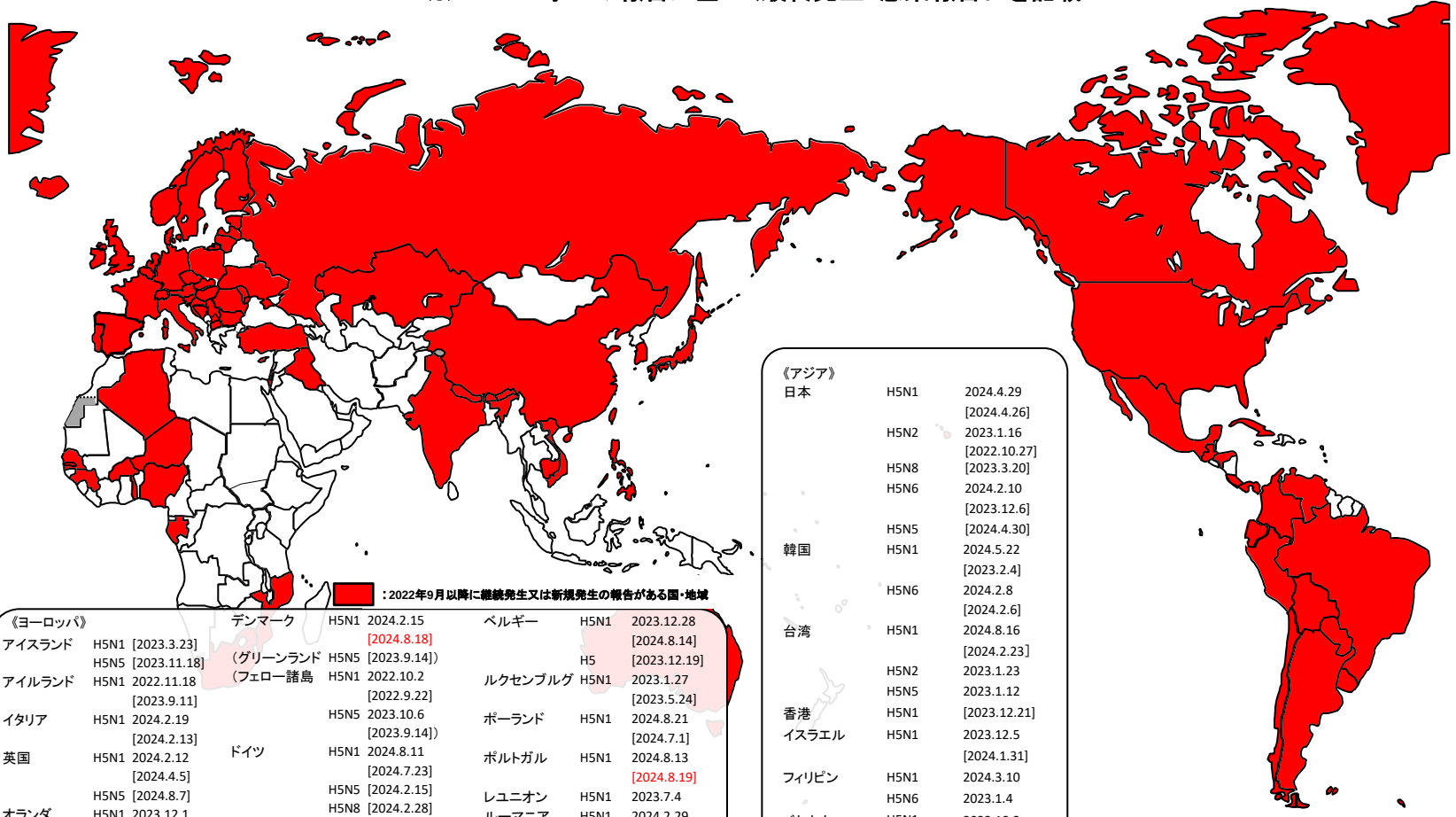
3. 農場の分割管理を行う上での主な留意点

- (1) 隣接する衛生管理区域の**境界に柵等を設け**、分割後の農場を**明確に区分**。
- (2) 分割後の**農場ごとに作業者を分ける（※）**とともに、車両や作業者の**出入口を設け**、それぞれ**消毒等を実施**。**家畜は、導入時に一定期間、他の家畜との隔離を実施**。（※発生時に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された家さん飼養農場の場合は例外あり）
- (3) **集卵ベルト**など、畜舎をまたがる機材については**農場間で共用しない**。
- (4) 発生時の影響を考慮し、**堆肥舎等は原則、共同利用しない**。（共同利用する場合は、衣服の交換、消毒等を徹底。）
- (5) **分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際には**、畜舎**排気口へのフィルター設置等、病原体拡散防止対策**を図った上で、防疫措置を実施。非発生農場は、移動制限区域内の他の農場と同様、死亡羽数等の報告や検査を実施。



高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2022年9月以降)

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



：2022年9月以降に継続発生又は新規発生の報告がある国・地域

《ヨーロッパ》				《アジア》			
デンマーク H5N1 2024.2.15				日本 H5N1 2024.4.29			
アイスランド H5N1 [2023.3.23]				[2024.4.26]			
H5N5 [2023.11.18]				H5N2 2023.1.16			
アイルランド H5N1 2022.11.18				[2022.10.27]			
[2023.9.11]				H5N8 [2023.3.20]			
イタリア H5N1 2024.2.19				H5N6 2024.2.10			
[2024.2.13]				[2023.12.6]			
英国 H5N1 2024.2.12				[2024.4.30]			
[2024.4.5]				H5N1 2024.5.22			
オランダ H5N5 [2024.8.7]				[2023.2.4]			
H5N1 2023.12.1				H5N6 2024.2.8			
[2024.2.19]				[2024.2.6]			
北マケドニア H5N1 [2022.11.3]				H5N1 2024.8.16			
スイス H5N1 2023.3.19				[2024.2.23]			
[2023.12.25]				H5N2 2023.1.23			
スウェーデン H5N1 2024.3.14				H5N5 2023.1.12			
[2024.2.16]				H5N1 [2023.12.21]			
H5 [2024.2.21]				イスラエル H5N1 2023.12.5			
スペイン H5N1 2023.2.4				[2024.1.31]			
[2024.8.5]				フィリピン H5N1 2024.3.10			
スロベニア H5N1 2023.2.24				H5N6 2023.1.4			
[2024.4.19]				H5N1 2022.10.3			
セルビア H5N1 [2023.11.25]				インド H5N1 2024.4.21			
クロアチア H5N1 2023.11.14				[2023.9.5]			
ウクライナ H5 [2023.12.22]				ネパール H5N1 2023.6.3			
H5N1 2024.2.6				[2023.2.9]			
[2024.2.28]				カンボジア H5N1 2024.7.30			
デンマーク H5N1 2024.2.15				[2023.10.8]			
[2024.8.18]				ブータン H5N1 2024.7.10			
(グリーンランド H5N5 [2023.9.14])				中国 H5N1 [2024.5.11]			
(フェロー諸島 H5N1 2022.10.2				H5 [2024.5.25]			
ルクセンブルグ H5N1 2023.1.27				イラク H5N1 [2024.5.11]			
[2022.9.22]				《オセアニア》			
H5N5 [2023.10.6]				豪州 H7N3 2024.6.23			
ドイツ H5N1 2024.8.11				H7N9 2024.5.22			
[2024.7.23]				H7N8 2024.7.8			
H5N5 [2024.2.15]				《ロシア・NIS諸国》			
H5N8 [2024.2.28]				ロシア H5N1 2023.10.19			
H7N5 [2024.6.29]				[2023.8.14]			
ノルウェー H5N1 2024.2.17				南樺太 H5N1 2024.2.1			
[2024.4.4]				[2023.7.25]			
H5N5 [2024.1.15]				モルドバ H5N1 2024.2.14			
H5 [2023.10.30]				[2024.3.27]			
ハンガリー H5N1 2024.4.26				《アフリカ》			
[2024.3.13]				南アフリカ共和国 H5N1 2023.1.6			
フィンランド H5N1 [2024.1.24]				[2022.12.1]			
H5 [2023.7.27]				H5N2 2022.11.29			
H5N5 [2022.9.17]				H7N6 2023.12.18			
フランス H5N1 2023.7.10				不明 2024.2.29			
[2024.8.19]				[2024.4.20]			
不明 2022.10.20				アルジェリア H5N1 [2022.11.22]			
H5 [2023.12.28]				ニジェール H5N1 2022.12.18			
発生日不詳				ナイジェリア H5N1 2024.2.27			
カザフスタン				セネガル H5N1 2023.3.18			
コンゴ				[2023.3.8]			
				ギニア H5N1 [2023.4.15]			
				トーゴ H5N1 2023.6.21			
				モザンビーク H7 2023.9.29			
				ブルキナファソ H5N1 2024.3.26			
				ガンビア共和国 H5N1 2023.3.25			
				ガボン共和国 H5N1 2024.5.3			

《アジア》			
日本 H5N1 2024.4.29			
[2024.4.26]			
H5N2 2023.1.16			
[2022.10.27]			
H5N8 [2023.3.20]			
H5N6 2024.2.10			
[2023.12.6]			
[2024.4.30]			
H5N5 2024.5.22			
[2023.2.4]			
H5N6 2024.2.8			
[2024.2.6]			
H5N1 2024.8.16			
[2024.2.23]			
H5N2 2023.1.23			
H5N5 2023.1.12			
H5N1 [2023.12.21]			
イスラエル H5N1 2023.12.5			
[2024.1.31]			
フィリピン H5N1 2024.3.10			
H5N6 2023.1.4			
H5N1 2022.10.3			
インド H5N1 2024.4.21			
[2023.9.5]			
ネパール H5N1 2023.6.3			
[2023.2.9]			
カンボジア H5N1 2024.7.30			
[2023.10.8]			
ブータン H5N1 2024.7.10			
中国 H5N1 [2024.5.11]			
H5 [2024.5.25]			
イラク H5N1 [2024.5.11]			

《オセアニア》			
豪州 H7N3 2024.6.23			
H7N9 2024.5.22			
H7N8 2024.7.8			

《ロシア・NIS諸国》			
ロシア H5N1 2023.10.19			
[2023.8.14]			
南樺太 H5N1 2024.2.1			
[2023.7.25]			
モルドバ H5N1 2024.2.14			
[2024.3.27]			

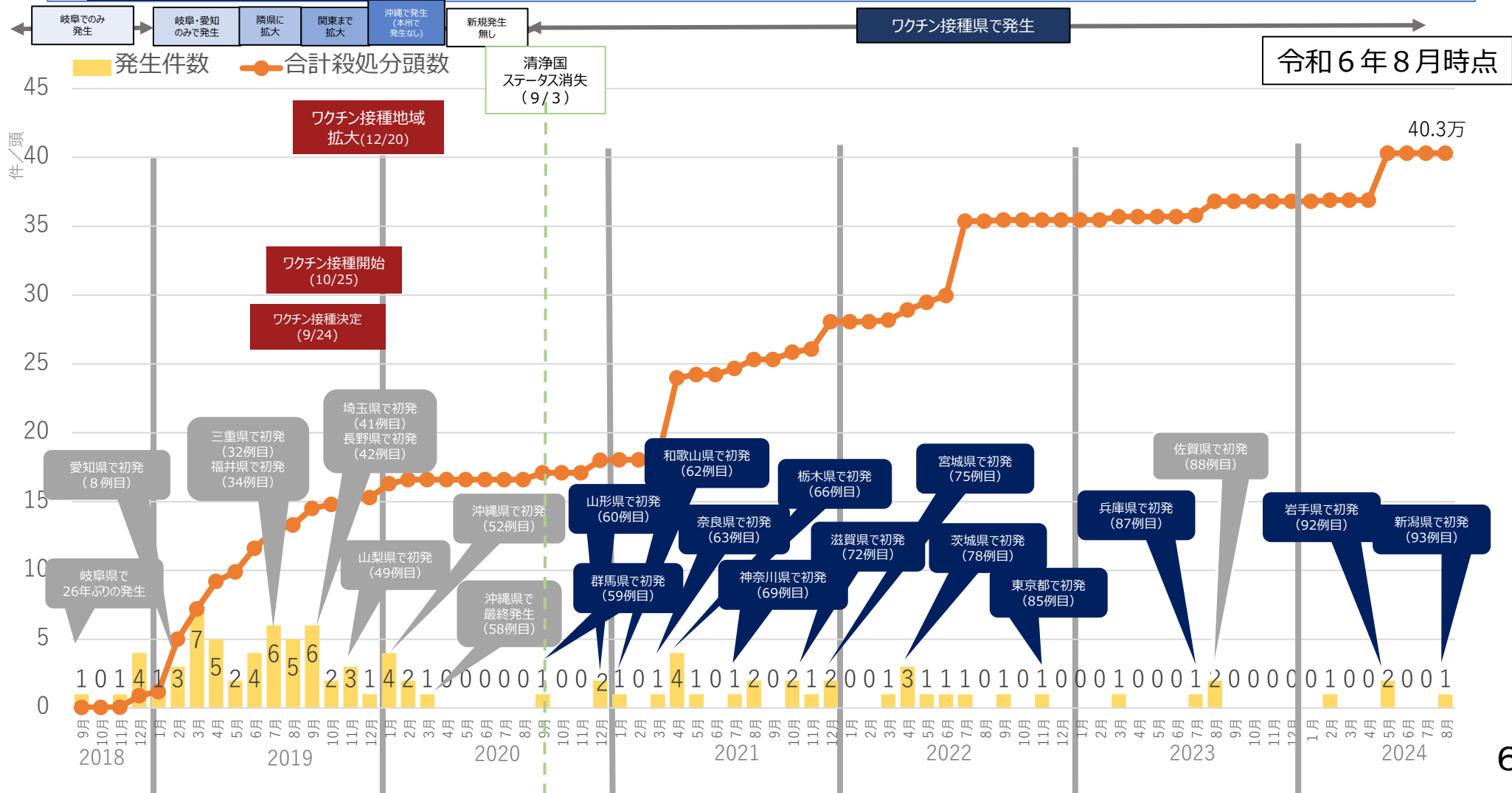
《アフリカ》			
南アフリカ共和国 H5N1 2023.1.6			
[2022.12.1]			
H5N2 2022.11.29			
H7N6 2023.12.18			
不明 2024.2.29			
[2024.4.20]			
アルジェリア H5N1 [2022.11.22]			
ニジェール H5N1 2022.12.18			
ナイジェリア H5N1 2024.2.27			
セネガル H5N1 2023.3.18			
[2023.3.8]			
ギニア H5N1 [2023.4.15]			
トーゴ H5N1 2023.6.21			
モザンビーク H7 2023.9.29			
ブルキナファソ H5N1 2024.3.26			
ガンビア共和国 H5N1 2023.3.25			
ガボン共和国 H5N1 2024.5.3			

《南北アメリカ》			
米国 H5N1 2024.8.15			
[2024.7.10]			
H5N4 2022.9.10			
H5 [2023.9.6]			
カナダ H5N1 2024.4.1			
[2024.1.1]			
H5N5 [2024.4.29]			
H5 [2024.1.1]			
メキシコ H5N1 2024.7.26			
[2024.1.3]			
H7N3 2024.5.7			
H5N2 2024.3.6			
H5N1 [2023.3.10]			
パナマ H5N1 2024.2.27			
エクアドル H5N1 [2023.11.14]			
コロンビア H5N1 2023.2.20			
[2023.3.3]			
H5 2023.12.19			
不明 2023.7.19			
[2023.7.18]			
ベネズエラ H5N1 2022.11.17			
H5 2023.9.19			
H5 2024.7.16			
[2024.8.12]			
不明 2023.2.20			
パラグアイ H5N1 2023.5.30			
ホンジュラス H5N1 [2023.2.22]			
チリ H5N1 [2023.7.3]			
[2023.7.5]			
コスタリカ H5 [2023.10.11]			
ウルグアイ H5 2023.5.11			
[2023.10.4]			

豚熱について

豚熱発生経過

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県、佐賀県、岩手県及び新潟県の**22都県**で**計93事例**発生し、これまでに**約40.3万頭を殺処分**。
- 2019年9月24日にワクチン接種を決定**、10月15日に防疫指針を改訂、**10月25日からワクチン接種開始**。
- 2020年9月3日**にWOAH（国際獣疫事務局）が認定する**豚熱の清浄国ステータスを消失**。
- 群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、兵庫県、岩手県、新潟県といった**ワクチン接種県**においても発生。



豚熱飼養豚発生県、野生いのしし発生県、予防的ワクチン接種推奨地域

○ 予防的ワクチン接種の対象地域は、**防疫指針に基づき**、以下を考慮し、**牛豚等疾病小委員会**で議論した上で設定。

- ① **野生いのししにおける豚熱感染状況**
- ② 農場周辺の**環境要因**（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼育密度、山、河川の有無等の地理的状況）
- ③ 疫学的リスク低減のため、**まだら打ちを避ける**（面的に接種し順に拡大）

飼養豚陽性発生県：赤色（ただし、斜線は、令和4年度以降発生なし。）

【22都県】（飼養頭数 3,260,730頭(全国の37.1%)）

野生いのしし陽性発生県：赤色(沖縄を除く) 橙色

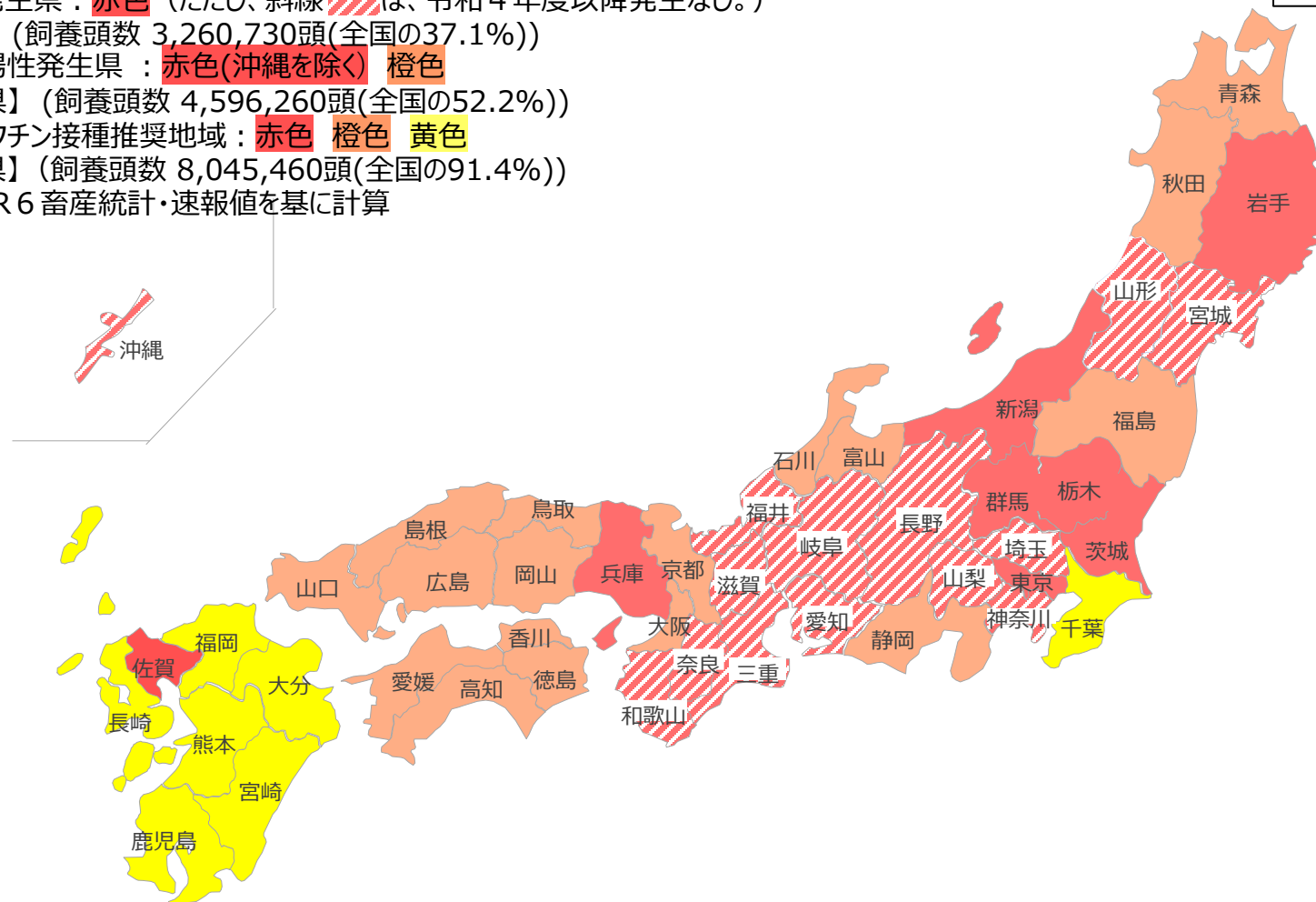
【38都府県】（飼養頭数 4,596,260頭(全国の52.2%)）

飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色

【46都府県】（飼養頭数 8,045,460頭(全国の91.4%)）

※飼頭数は、R6 畜産統計・速報値を基に計算

令和6年8月時点

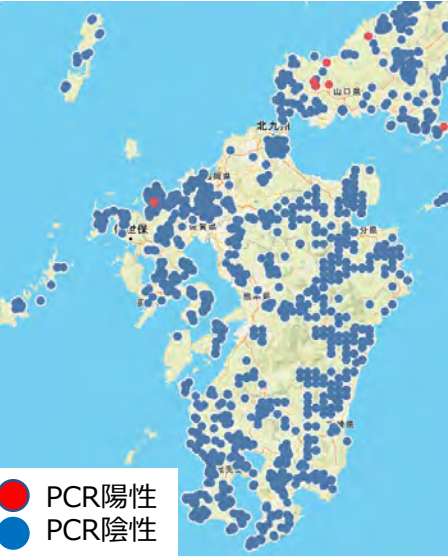


九州地域における豚熱対策について①

- 令和5年8月、佐賀県の飼養豚農場で豚熱を確認して以降、**サーベイランスを強化**するとともに、野生いのししにおける陽性が確認された場合等に備え、**県協議会の設立や演習を通じて経口ワクチンの散布体制を整備してきた。**
- 九州各県の野生いのししにおける豚熱の感染状況について、**サーベイランスを強化・徹底**するとともに、野生いのししを介した感染拡大を抑え、環境中のウイルス低減を図るため、佐賀県において野生いのししに対する**経口ワクチンの散布及び重点的な捕獲を行う。**

九州地方のサーベイランスの強化・徹底

- 各種対策を有効に実施するため、浸潤状況を把握することが重要
- 九州各県の野生いのししにおける豚熱の感染状況について、サーベイランスを強化・徹底し、感染の有無を把握していく必要



PCR陽性

PCR陰性

県名	検査頭数
福岡県	274
佐賀県	419
長崎県	282
熊本県	323
大分県	369
宮崎県	359
鹿児島県	311
合計	2,338

令和5年8月29日以降の検査状況と検査頭数

佐賀県における経口ワクチンの散布

- 今般の確認を受け、佐賀県を経口ワクチン散布推奨地域に指定
- 特に、感染確認地域周辺では、迅速かつ重点的に経口ワクチン散布を実施
- 経口ワクチンについては、60万個以上を確保済（5月末時点）
- 猟友会等と連携して引き続き捕獲の強化を実施

これまでの取組

○経口ワクチン県協議会の設立

散布の枠組となる県協議会について、令和5年中に九州全県で設置済。

○経口ワクチン散布演習の実施

令和5年に宮崎県、佐賀県で実施。各演習には近隣県の担当者も参加。農林水産省、農研機構からも講師を派遣し、対応。



イノシシの豚熱感染防げ
小城市でワクチン散布演習

佐賀：佐賀新聞（11月11日）
福岡県、長崎県担当者も参加

なお、飼養豚では既に初回の豚熱ワクチン接種が完了

8

九州地域における豚熱対策について②

- 我が国の豚の主産地である九州での豚熱の発生リスクがかつてないほど高まっているため、令和6年6月、大臣から「ストップ豚熱」を掲げるメッセージを発出し、危機感を共有するとともに、県、市町村、生産者など各地域の関係者の取組を徹底
- 特に、生産者に対しては、九州全域でのワクチン接種は行われているものの、ワクチン頼みにならないよう、飼養衛生管理を再点検し、ウイルスを農場に持ち込ませないよう取組を徹底

飼養衛生管理の再点検と徹底

- ・ 人、車両、物等の農場への出入り時の消毒
- ・ 野生動物の侵入防止対策の実施
- ・ 万が一の発生に備えた埋却地等の点検及び確保（ワクチンは接種し、免疫を獲得していても、完全に感染を防ぐものではないため、飼養衛生管理の徹底が重要）

適時適切なワクチン接種の実施

- ・ 既に九州各県では、全ての養豚場において、豚熱ワクチンを接種済
- ・ 感染リスクの高い子豚に十分に免疫を付与するために適時適切にワクチンを接種

早期通報の徹底

- ・ 飼養豚群の健康状態を日頃からの的確に把握
- ・ 豚熱等の特定症状を認めた場合における速やかな家畜保健衛生所への連絡を徹底

あわせて、令和6年8月に以下の通知を発出。県境を越えた感染地域拡大防止のため、対策の実施を依頼。
都道府県知事宛て

狩猟・捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底、県外狩猟の自粛の要請、飼養衛生管理基準遵守の再徹底
大日本猟友会会長宛て

狩猟者への豚熱対策の周知徹底、九州各県へ来訪する県外狩猟の自粛
全日本トラック協会会長宛て

豚熱の感染が確認されていない都道府県への移動における洗車の励行

今後の豚熱対策について

- ワクチン接種農場での豚熱感染が断続的に発生し、直近では、岩手県及び新潟県で初めての発生。
- **今後の豚熱対策について、適時・適切なワクチン接種、飼養衛生管理の遵守、早期通報の徹底等**に取り組むとともに、都道府県等と連携し発生時の防疫措置に万全を期すことが重要。

今後の対策のポイント

1 適時・適切なワクチン接種

- ・ ワクチンのみで豚熱の感染を防ぐことはできないことを十分に認識し、適切な飼養管理を徹底した上での適時・適切なワクチン接種
- ・ 厳格なルールの下での適切なワクチン接種体制の確保

2 感染拡大防止対策の再徹底

- ・ 感染確認地域における洗車の励行や狩猟自粛
- ・ 野生いのししの豚熱感染率が上昇している地域における飼養衛生管理基準遵守の再徹底
(令和6年5月以降に捕獲された佐賀県の野生いのしし豚熱感染確認事例において、3例目までのウイルスは令和5年8月に発生した国内89例目の農場で分離されたウイルスに近縁)

3 早期通報の徹底

- ・ 家畜の異状を発見した際の早期通報の徹底

等

野生いのししにおける基本対策

(1) サーベイランスの強化

豚熱

アフリカ豚熱

- 平成30年9月から、全都道府県における野生いのししのサーベイランスを開始。
- 令和2年8月31日に全都道府県に向けて豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランスの強化通知を発出。
- 令和3年11月、新たな遺伝子検査法の導入及び外部委託体制の整備により検査負担軽減。
- 令和4年4月、web上で生産者自ら農場周辺の検査状況を確認可能な新たな地図情報システムを提供。
- 令和5年11月、野生いのしし死亡個体の耳介を用いた遺伝子検出検査適用により、検査可能個体が拡大。

(2) 捕獲の強化

豚熱

アフリカ豚熱

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等46都府県に「捕獲重点エリア」の設定を依頼。

(3) 経口ワクチン散布

豚熱

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。
- 令和3年3月から民間ヘリコプターによる空中散布を実施（静岡県・栃木県）。
- 令和5年3月に散布方法の具体化等のため散布方針を改正。
- 現在、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等39都府県のうち、沖縄県を除く38都府県で経口ワクチンを散布。

(4) 感染防止のための周知等の推進

豚熱

アフリカ豚熱

- 山林作業や観光客等、山林に立ち入る者に対して、デジタルサイネージ広告の実施や多言語ポスターの提示・配布等により、周知の推進。
- 捕獲従事者に対して交差汚染対策周知のため、映像資材・漫画資材の配布。

(5) 法改正・制度的整理等の対応

豚熱

アフリカ豚熱

- サーベイランス、経口ワクチン散布等を家伝法に位置付け（令和3年4月施行）。
- 野生いのししの死体処理に関する制度的整理及び関係部局の連携強化について、消費・安全局長、農村振興局長、林野庁長官、環境省環境再生・資源循環局長、環境省自然環境局長による5局庁長連名通知の発出（令和4年3月）。
- アフリカ豚熱の防疫措置の具体化（防疫指針の改正・基本方針の策定（令和6年3月）、防疫演習の実施等）。

【36都府県で豚熱陽性野生いのししを確認】

豚熱感染野生いのしし発見地点
（令和6年5月31日時点）

